

所得控除の算出方法

所得控除の種類	要件	控除額
社会保険料控除	前年中に社会保険料などを支払った	支払った金額（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金など）
小規模企業共済等掛金控除	前年中に共済等掛金などを支払った	支払った金額（小規模企業共済制度、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金など）
生命保険料控除	前年中に生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った	【別表 3】参照
地震保険料控除	前年中に地震保険料や旧長期損害保険料を支払った	【別表 4】参照
寡婦控除 ひとり親控除		【別表 5】参照
勤労学生控除	以下の3つすべてに該当 ・特定の学校の学生、生徒である ・給与所得などの勤労による所得があり、合計所得金額が75万円以下 ・勤労によらないの所得金額が10万円以下	26万円
障害者控除	本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害者に該当する（注1）	①障害者控除………1人につき26万円 ②特別障害者控除…①本人、非同居の控除対象配偶者または扶養親族 1人につき30万円 ⑤同居の控除対象配偶者または扶養親族 1人につき53万円
配偶者控除	生計を一にする配偶者の、前年の合計所得金額が58万円以下	【別表 6】参照
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の、前年の合計所得金額が58万1円～133万円以下	
扶養控除	生計を一にする親族の、前年の合計所得金額が58万円以下（注2） ※ 配偶者は、配偶者控除の対象となるため、扶養控除は適用されません。	115万円超
特定親族 特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額 以下の控除対象扶養親族に該当しない者がいる場合	【別表 7】参照
基礎控除	前年の合計所得金額が2,500万円以下	①前年の合計所得金額が2,400万円以下 43万円 ②前年の合計所得金額が2,400万1円～2,450万円以下 29万円 ③2,450万1円～2,500万円 15万円
雑損控除	前年中に災害などにより住宅や家具など日常生活に必要な資産について 損害を受けた	損失の金額－保険料などで補てんされた金額をAとし、次のいずれか高い方の金額 ①A－(総所得金額等×0.1) ②Aのうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	前年中に医療費を支払った	総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い方の金額をBとし、次の式に当てはめた金額 ・支払った金額－保険などから補てんされた金額－B ※ただし控除額の上限は200万円

【別表3】生命保険料控除 算出表

〈新契約〉平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等

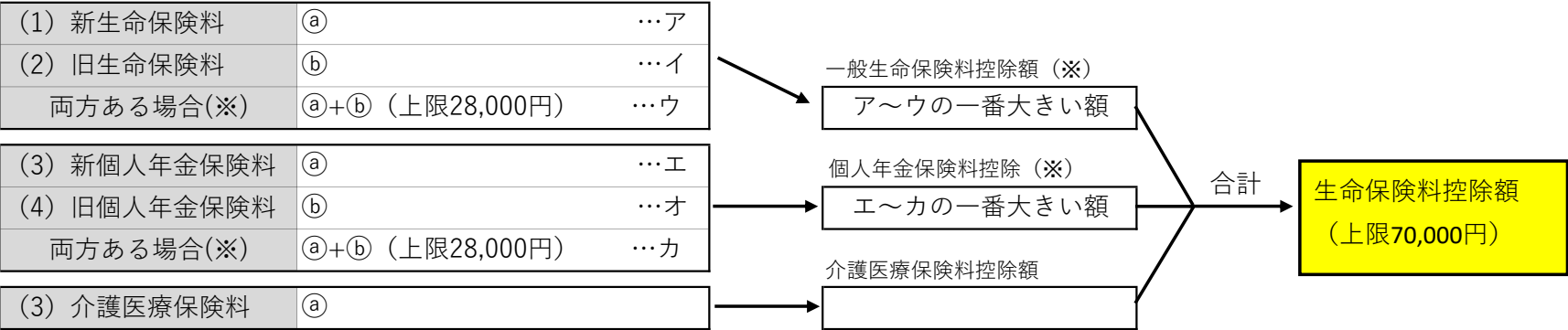
〈旧契約〉平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等

(1) 新生命保険料の年間支払額の計	(2) 旧生命保険料の年間支払額の計
(3) 新個人年金保険料の年間支払額の計	(4) 旧個人年金保険料の年間支払額の計
(5) 介護医療保険料の年間支払額の計	

① 新契約・旧契約の年間支払保険料等の金額をそれぞれ①・②とし、下記の計算式により(1)～(5)の区分ごとに控除額③・④を算出する。

〈新契約〉		〈旧契約〉	
年間の支払保険料等①	控除額③	年間の支払保険料等②	控除額④
～12,000円	①の全額	～15,000円	②の全額
12,001円～32,000円	$① \times 0.5 + 6,000$ 円	15,001円～40,000円	$② \times 0.5 + 7,500$ 円
32,001円～56,000円	$① \times 0.25 + 14,000$ 円	40,001円～70,000円	$② \times 0.25 + 17,500$ 円
56,001円～	一律28,000円	70,001円～	一律35,000円

② 上記の計算式により算出した控除額③・④を合計し「一般生命保険料控除額」「個人年金保険料控除額」「介護医療保険料控除額」の各控除額を算出する。



※ 新契約・旧契約の両方がある場合、控除額は「①+②」(上限28,000円)となる。
ただし、旧契約を計算した時点で②が28,000円を超える場合は、旧契約の控除額④(上限35,000円)をそのまま採用する。

【別表4】地震保険料控除 算出表

* 年間の支払い保険料の金額を A とする

地震保険料控除	$A \times 0.5$ （上限25,000円）
---------	----------------------------

旧長期損害保険料	
年間の支払保険料等（A）	控除額
～5,000円	A の全体の額
5,001円～15,000円	$A \times 0.5 + 2,500$ 円
15,001円～	一律10,000円

※ 同一契約で地震保険料控除と旧長期損害保険料がある場合は、どちらか一方を計算します。

※ 別契約で地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の両方を控除する場合、
それぞれで計算した金額の合計額を控除額とする。（上限25,000円）

115万円超

【別表5】ひとり親・寡婦控除

●ひとり親控除

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）を有する単身者（合計所得金額が500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を受けられる。

●寡婦控除（女性のみ）

上記以外の寡婦についても、本人の合計所得金額が500万円以下で、次の要件に該当する方は控除を受けられる。

- ・ 離別後に婚姻しておらず、親族（子以外も可）を扶養している。
- ・ 死別後に婚姻していない。

※ ひとり親控除・寡婦控除いずれについても、事実上婚姻関係と同様の事情にある相手がいる場合は、控除が受けられない。

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	26万円	—	26万円	—	—
	無		26万円	—	—	—	—

ひとり親控除

寡婦控除（女性のみ控除可能）

【別表 6】配偶者控除

配偶者特別控除速算表				控除額		
				申告者本人の合計所得金額		
				900万円以下 給与のみ場合は 年収1,095万円以下	900万円超 950万円以下 給与のみ場合は 年収1,095万円超 1,145万円以下	950万円超 1,000万円以下 給与のみ場合は 年収1,145万円超 1,195万円以下
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	配偶者の合計所得金額		控除が可能な配偶者の年収 (給与収入のみの場合)		
		58万円以下	69歳以下 70歳以上			
	配偶者特別控除	58万円超 100万円以下		123万円以下	33万円	22万円
		100万円超 105万円以下		123万円以下	38万円	26万円
		105万円超 110万円以下		123万円超 165万円以下	33万円	22万円
		110万円超 115万円以下		165万円超 170万円以下	31万円	21万円
		115万円超 120万円以下		170万円超 175万円以下	26万円	18万円
		120万円超 125万円以下		175万円超 180万円以下	21万円	14万円
		125万円超 130万円以下		180万円超 185万円以下	16万円	11万円
		130万円超 133万円以下		183万1,999円超 190万3,999円以下	11万円	8万円
		133万円超		190万3,999円超 197万1,999円以下	6万円	4万円
				197万1,999円超 201万5,999円以下	3万円	2万円
				201万5,999円超	0円	0円

【別表 7】 特定親族特別控除速算表

	特定親族の 合計所得金額	控除が可能な特定親族の年収 (給与収入のみの場合)	控除額
特 定 親 族 特 別 控 除	58万円超 95万円以下	123万円超 160万円以下	45万円
	95万円超 100万円以下	160万円超 165万円以下	41万円
	100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下	21万円
	110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下	11万円
	115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下	6万円
	120万円超 123万円以下	185万円超 188万円以下	3万円
	123万円超	188万円超	0円